

2017年8月29日

改正労働契約法を踏まえ、社員制度を改正

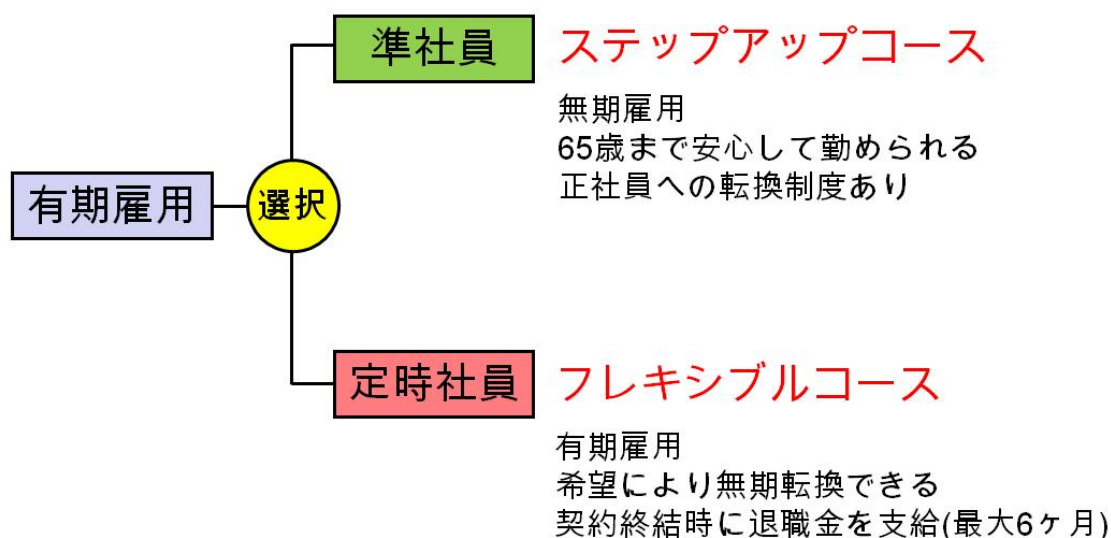
本多通信工業・安曇野本多通信工業では、労働契約法の改正を踏まえ、社員制度を改正します。

2018年4月から改正労働契約法により、5年間超、継続して雇用する嘱託社員、契約社員、パート社員など有期雇用のうち、希望する従業員を無期雇用とすることが義務化されます。

当社グループでは、今回の改正法に則り、2018年3月に新たな社員制度を導入し、現在の有期雇用者を、原則として無期雇用の“準社員”へ転換します。さらに、準社員は1～2年間の評価期間を経て、正社員とすることができます。65歳まで安心して働ける環境を従業員に提供することで、能力を一層発揮頂き、Win-Win関係を確立してまいります。

一方で、家庭とのバランスなどをより重視し、フレキシブルな働き方を希望する有期雇用者も想定されることから、このような有期雇用者を“定時社員”とします。さらに、定時社員には、新設する契約終了時の退職金(一時金)で生活をサポートするなど、幅広いニーズに応えられる制度とします。

すべてのステークホルダーから信頼と期待を頂ける「よい会社」をめざす当社グループは、従業員にとって働きやすい会社に向け、働き方改革に引き続き取り組みます。



お問合せ先:本多通信工業株式会社 経営企画 G TEL:03-6853-5820